

第1章 総則

(名称)

第1条 この部会は、公益社団法人 日本吹奏楽指導者協会関東甲信越支部・栃木県部会（略称 J B A 栃木県部会）と称する。（J B A の英文表記は、Japanese Band Directors Association）

(事務所)

第2条 この部会は、事務所を〒321-0221 栃木県壬生町藤井 1194 栃木県立壬生高等学校内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この部会は、吹奏楽指導者の知識・技能及び資質の向上と吹奏楽の振興を図る事業を行い、また吹奏楽に関する学習機会を広く一般に提供し、もって栃木県の芸術・文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この部会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 吹奏楽指導者等を対象とする講習会、研修会開催による能力開発事業。
- (2) 管打楽器（コントラバスを含む吹奏楽楽器）ソロコンテストの開催による吹奏楽の振興事業。
- (3) 「吹奏楽仲間の音楽会」開催による吹奏楽の振興事業。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業。

第3章 会員

(この部会の構成員)

第5条 この部会の構成員は、公益社団法人 日本吹奏楽指導者協会の定款に定める正会員（吹奏楽の指導者等）及び名誉会員とする。なお、この部会の事業を援助する個人または法人等を理事会の決議により、賛助会員とすることが出来る。

(構成員の資格に関わる事項)

第6条 会員資格の取得、退会、除名、会員資格の喪失については、公益社団法人 日本吹奏楽指導者協会の定款に定めるところによる。ただし、栃木県部会賛助会員については理事会の決議により決定する。

第4章 総会

(構成と権限)

第7条 総会は、正会員の過半数の出席をもって構成し、次の事項について決議する。ただし、委任状は出席とみなす。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 事業計画、収支予算及び収支決算等の承認
- (3) 規約の変更
- (4) その他総会で決議すべき重要事項

(開催)

第8条 総会は、定時総会として毎年度4月に1回開催するほか、必要が有る場合に開催する。

(招集)

第9条 総会は、理事会の決議に基づき部会長が招集する。

2 正会員の3分の2以上から総会に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、その請求があった20日以内にこれを招集しなければならない。

(議長)

第10条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第11条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(議決権の代理行使等)

第12条 あらかじめ議長または代理人(正会員)に提出された書面による議決権の行使、電磁的方法による議決権の行使も適用することができる。

(決議)

第13条 決議は、出席した構成員の過半数をもって行う。

第5章 役員及び事務局

(役員を設置)

第14条 この部会に、次の役員を置く。

(1) 理事 2名以上5名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を部会長、1名を副部会長とする。

3 前項の部会長及び副部会長のうち1名をもってこの部会の代表理事とし、代表理事でない理事をもって業務執行理事とする。

(役員を選任)

第15条 理事及び監事は総会の決議によって選任する。

2 部会長、副部会長は理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第16条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの規約で定めるところにより、職務を執行する。

2 部会長は、法令及びこの規約で定めるところにより、この部会を代表し、その業務を執行する。副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理し、その職務を行う。

(監事の職務及び権限)

第17条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事に対して事業の報告を求め、この部会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員 の 解任)

第19条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(名誉会長、顧問及び相談役)

第20条 この部会に、任意の機関として、名誉会長1名及び若干名の顧問・相談役を置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問及び相談役は、次の職務を行う。
 - (1) 部会長の相談に応じること
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
- 3 名誉会長、顧問及び相談役は理事会で推挙し、総会の決議により推戴する。
- 4 名誉会長、顧問及び相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。

(事務局)

第21条 この部会の事務を処理するため事務局をおく。

- 2 事務局には事務局長1名を置き、必要によりその他の職員を置くことができる。
- 3 事務局長は理事会の決議を経て部会長が任免する。
- 4 その他の職員は事務局長が任免する。
- 5 事務局長、その他の職員は有給とすることが出来る。その報酬は総会において定める総額の範囲内で、理事会の決議による額を支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第22条 この部会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第23条 理事会は次の職務を行う。

- (1) この部会の業務執行の決定。
- (2) 理事の職務の執行の監督。
- (3) 部会長、副部会長及び事務局長の選定及び解職

(招集)

第24条 理事会は部会長が招集する。

- 2 部会長が欠けたとき又は部会長に事故があるときは、副部会長が理事会を招集する。

(決議)

第25条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第7章 資産及び会計

(資産)

第26条 この部会の資産は、この部会の目的を達成するため、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

第27条 この部会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第28条 この部会の事業計画書収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、部会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、事務所に当該事業年度が終了するまでの間据え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第29条 この部会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、部会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 収支決算書

2 前項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置くものとする。また、規約、会員名簿を事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第8章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第30条 この規約は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第31条 この部会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第32条 この部会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人日本吹奏楽指導者協会（本部）に贈与するものとする。

第9章 細則

(細則)

第33条 この規約の施行についての細則は、この規約で定めたものを除いて、理事会の決議を経て別に定める。

【附則】

- 1 この規約は、公益社団法人 日本吹奏楽指導者協会が平成23年9月1日に設立認可された日から施行する。
- 2 この規約の一部変更は、平成28年4月29日から施行する。